

「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会 / 電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」
合同会議(第12回)

○日時

令和4年5月23日(月) 10時00分～11時49分

○場所

オンライン開催

○出席委員(五十音順)

東京大学先端科学技術研究センター 飯田委員、東京大学大学院 石原委員、
相山女学園大学 大串委員、東京大学大学院 加藤委員、
横浜国立大学・放送大学 來生委員(小委員会委員長)、早稲田大学 清宮委員、
外苑法律事務所 桑原委員、一般社団法人海洋産業研究・振興協会 中原委員、
株式会社日本政策投資銀行 原田委員、一橋大学 山内委員(ワーキンググループ座長)

○事務局

経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 茂木部長
経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 能村課長
経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課風力政策室 石井室長
国土交通省大臣官房 遠藤技術参事官
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 衛藤課長
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 海洋利用開発室 大岡室長

○議題

再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について

○議事概要

【事業計画の迅速性の評価について】

桑原委員

- ・ これまでの制度運用においては事業者選定前に環境アセスの実施を求めているにもかかわらず、事業計画の迅速性に20点もの大きな加点をする今回の見直し案は、これまで積み上げてきた占用公募制度の運用指針の考え方と矛盾するように思われる。また、日本版セントラル方式を導入する方向性とも齟齬があるのではないか。そもそも、ルールがころころ変わること自体、日本の洋上風力というマーケット自体の信頼性に影響が出ないか懸念。

原田委員

- ・ 迅速性の配点は、他の項目に比べてもかなり高いと感じる。公募参加者から提案された運転開始時期の実現性については、極めて慎重な審査が必要。
- ・ 運転開始時期の遅延に対するペナルティーについては、保証金の没収で十分な抑制効果があるのか検証が必要。また、風況の良い東北の日本海側では、港湾キャパシティへの対応、別ラウンドで同一港湾を使う際の事業者同士の調整など、引き続き大きな課題がある。民間側に最大限の努力と工夫を求めるのであれば、官側でも適切な対応が必要。

石原委員

- ・ 諸外国においては、事業の迅速化という観点は極めて重要であり、インフラ整備、サプライチェーンの形成に非常に寄与するものである。今回の見直し案において、具体的に迅速性の評価項目を設けたことは評価できる。

中原委員

- ・ 再エネの推進という方向、他方、単に運転開始時期が早ければ良いというものではない、という指摘、両方のバランスを考えながら評価をすべき。

大串委員

- ・ 運転開始時期を遅らせた場合のペナルティーについて、保証金没収の金額が妥当かどうか、事業者にとって厳しい金額なのか精査が必要。

飯田委員

- ・ 運転開始時期の違いによる評価点については、事業者の準備努力が反映され、かつ政策目標実現時期を加味した案2(資料1-13頁)が良い。ただし、事業者の努力が公平になるように、再点検は必要。

事務局

- ・ 一般のウクライナ情勢を踏まえ、再エネを早期導入していくという観点から、ラウンド1では埋没していた運転開始時期の評価を、差異が明確になるように評価をしていきたいという観点で、事業計画の迅速性に20点配点を行っている。エネルギーミックスとの関係や、日本版セントラル制度の導入状況によっては、当然迅速性の評価の仕方は変わってくる。それらの状況も踏まえ、今後見直しをしていきたい。
- ・ 事業実現性評価において、運転開始時期を除いた100点満点について、全ての項目で「トップランナー」を獲得した場合は100点になり、全ての項目で上から2番目の「優れている」を獲得した場合は75点となる。この差は25点だが、後者が前者より3年近く早く運開できて逆転できるといったイメージである。
- ・ 事業者の事業規模によって、ペナルティーの大小は分かれると思うが、今回保証金の没収事由としてペナルティーを入れている。例えば、50万キロワット規模だと、保証金は65億円程度だが、運転

開始時期が遅れると、その金額に加え、調達期間の短縮期間に応じた額が上乗せでペナルティーとして付加されることとなる。

【落札制限について】

桑原委員

- ・ 落札制限については、適正・公正な競争環境を歪める可能性があり、落札制限を設ける合理的な理由の説明が不十分。
- ・ 落札制限はコンソーシアムの組み方にも影響が生じるので、いつ、どの区域に適用されるか不透明である中、落札制限が事業の推進において阻害要因にならないか懸念される。資料に海外の事例が記載されているが、ごく稀な例であり、落札制限を入れる理由にはならない。

清宮委員

- ・ 公募についてはいくつかの前提条件の説明が必要である。
- ・ 公募において既に1GWを落札した事業者は次回以降の公募に参加できるのか、今後公募はまとめて1GW以上とするのかなど整理していただきたい。

石原委員

- ・ 競争環境の維持と洋上風力発電産業の発展を実現することが非常に大事。我が国における洋上風力産業は黎明期であり、そのために、産業育成の観点から、事業者や風車メーカーだけでなく、様々な分野の健全な発展、かつ多様性を担保する仕組み作りが極めて重要。
- ・ 欧州の洋上風力の過去の歴史を見ても、コストは必ずしも、当初の安さを維持できるという保証はない。洋上風力発電産業に特に投資していく環境を作るために、産業育成という観点からも、より多くの事業者が参入できる環境を構築することが重要。

事務局

- ・ 落札制限については欧米と台湾で3件の事例がある。いずれも多様なプレーヤーの参画といった産業政策的観点から導入されていると認識している。落札制限を適用するか否かについては、提案者の体制に影響することから、早めにお示しすることが必要であると考えている。
- ・ 我が国の洋上風力産業は黎明期であり、今後国内投資を促進していくという観点から見れば、一定規模の案件の確保が必要。落札制限の基準となる1GWという量は、これまで産業界に聴取した結果などを踏まえて設定したものであるが、諸外国の規模に照らしても、必ずしも過小であるとか過大であるといったものではないと認識。また1GWについては、各公募の累積で計算するものではなく、各回ごとの公募における落札容量について適用するものと考えている。
- ・ 例年、8月、9月ごろに促進区域、有望区域を選定し、公表している。その際に、複数区域が指定され、1GWを超えた規模の公募が行われる場合には、落札制限を実施することを想定している。

【評価の配点について】

清宮委員

- ・ 今回、配点を見直しているが、大筋は変えていないことは評価できる。
- ・ 前回の公募では価格点で選定事業者が決まり、技術的項目があまり反映されなかったのではないかと懸念がある。今回の見直し案において、例えば提案価格が1円、2円の差であった場合に、

事業実現性評価でどの程度逆転可能なのか、試算があればお示しいただきたい。

- ・ 地域共生やサプライチェーンの形成は、洋上風力発電を促進していく上で重要であるため、評価項目として重視すべきではないか。

加藤委員

- ・ 事業実現性評価について、条件が明確になったという意味では評価できるが、評価基準としてどうあるべきかの議論を飛ばして細かいルールにいきなり入っているという印象がある。見直し案には個々の細かい条件、様々な評価があるが、これらは必要にして十分なのか。また、ルールを細かくすればするほど恐らく抜け道が出てくるので、評価する側も困るのではないか。
- ・ 今回の事務局案は、たたき案として今回出された印象があるが、仮にそうであるならば、今後変更されることが容易に想像され、ルール変更リスクが高まる。また、評価基準の見直し案を前回の公募に適用した場合、どの程度、事業者選定の結果に影響があるのか。

石原委員

- ・ 供給価格点と事業実現性評価点を1対1で評価するという点について賛成。ただし、前回の公募では、供給価格点のみを重視していたのではないかと印象を与えたように感じる。事業実現性の評価においては、最高点の事業者を自動的に満点に変換する方式か、最低1事業者をトップランナーとする方式を検討すべき。

中原委員

- ・ 事務局から示された評価の配点案について、それなりに工夫されたものとして、評価できるのではないか。

飯田委員

- ・ 事業実現性の評価方法について、政策ポイントも加味した配点への再構成がされており、適切であると考え。安定化やサプライチェーン強靱化の比率が上がっている点も評価したい。

事務局

- ・ 再エネ海域利用法に基づく基本方針は、地元との共存共栄、公募占用計画の中身の具体性、統一した解説といったガイドラインに準じた設計、など、業者に創意工夫を促す評価基準を設定している。これが必要条件に当たると考える。また、本案は満たすべき基準の順序を明らかにし、その上で、ラウンド1の振り返りを踏まえ、トップランナーが少なくとも1事業者は出るよう、各評価項目を設定している。これが十分条件に当たると考える。
- ・ 例えば最高評価点価格が10円として、11円入れた事業者との点数差は約10点である。最高評価点価格がさらに低ければ、そこに12点、13点の差が開く。一方で、事業実現性の評価点について、全てを「トップランナー」に取った事業者は120点を獲得し、全てにおいて上から2番目の「優れている」という評価点を取った事業者は90点、前者と後者とで30点の差が開く。価格点の重要性については、前回から変わらず、引き続き高いウエイトだと言える。

【知事意見の聴取等について】

原田委員

- ・ 関係市町村、漁業関係者の意見を適切に踏まえつつ、その上で知事意見を作成することが非常に重要。特に地域に対する波及効果において、提案の中身に対する具体的な意見を実際に反映させる仕組みにすることが、地域にとっても安心感をもたらす。
- ・ もちろん地域ごとの特性は反映されるべきだが、ラウンド1では、各海域で合意した事柄ごとに重みに差異があった印象なので、法定協議会における一定のルール作りが有効と考える。

飯田委員

- ・ 漁業等との協調・共生のところ(資料1-13頁)で、トップランナーの項目内、「中長期的な」というところは、単発的に捉えるだけではなく、地域の持続性への配慮も評価すべき。

中原委員

- ・ 知事意見を聴取し、反映する際に、知事の意見書がどのような形で提出されたのか、可能な範囲で公表することを検討すべき。

【評価項目及び評価基準について】

原田委員

- ・ 事業計画の基盤面の評価基準について、今後FIP制度が導入されることを鑑みると、ある時点で基準価格が幾らになるか予見することはほぼ不可能であるので、期間ごとに一般的に償還可能性を判断するDSCRよりも、LLCRで見ることが理にかなっている。また、先行事例では、プロジェクトファイナンスではなく、一部をコーポレートファイナンスで調達する事例も見られることから、これらを併記していることは妥当である。

加藤委員

- ・ 各項目の評価基準において、公募占用指針において示された感度分析シナリオやスクシナリオという記載があるが、具体的にどのような内容を想定しているのか。

大串委員

- ・ 今回、既に公募をかけている案件を中止したのは、独占的な落札を防ぐため、ひいては産業育成のためと思うが、今回の見直しを行った場合に、実際どれぐらい結果に影響があるのか。
- ・ 電力安定供給の評価項目において、部品調達の確実性や、故障時の早期復旧以外にも、環境に配慮したサプライチェーンの形成に資するものであるか、という評価があって良いのではないか。

飯田委員

- ・ 運転開始までの事業計画のうち、ミドルランナーの評価基準において、ウェイクに関する影響検討が記載されているが(資料1-19頁)、ウェイクに限定せずに例示を増やすか、「発電量評価への影響因子を考慮し」など表記を工夫すべき。また、「発電量予測」は運用における予測と混合されるので「発電量推定」としてはどうか。

【全体を通して】

來生委員長

- ・ 今回の見直し案を実際に運用した場合、洋上風力発電の価格を安くすることに対してどの程度影響が出るか、その点に関しては若干心配である。一方で、その影響を事前に予測することは非常に難しい。
- ・ 迅速性の配点のウエイトが強くなり過ぎているという各委員のご指摘について、評価方法をどう工夫するか課題である。

山内座長

- ・ 評価基準の詳細については引き続き適切に検討する必要がある。
- ・ 洋上風力の公募において、ラウンド1が終了し、いろいろな問題点や課題もあった。直ちに完璧な制度はできないが、その中で様々な改善を行っていく必要があり、それに対し委員の方々の知見を得ることが肝要である。

以上